

○長浜市章の使用に関する取扱規則

平成18年2月13日規則第2号

長浜市章の使用に関する取扱規則

(趣旨)

第1条 この規則は、市民の長浜市章（平成18年長浜市告示第1号。以下「市章」という。）に対する認識を深めるとともに、市章の適正な管理を図るため、市章の使用に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(使用の基準)

第2条 市章は、市の尊厳を失うことのない事業等において、市を広く紹介する目的などの場合に使用できるものとする。

2 市章は、営利を目的として使用してはならない。

(使用の申請)

第3条 市章を使用しようとする者は、長浜市章使用承認申請書（様式第1号）により使用する1か月前までに市長に申請しなければならない。ただし、市が市章を使用する場合にあっては、申請を要しないものとする。

(使用承認)

第4条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容等を審査し、その諾否を決定し、長浜市章使用承認・不承認決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は、市章の使用を承認するに当たり、次の条件を付けるものとする。

(1) 別に定める「長浜市章デザインマニュアル」によること。

(2) 長浜市のイメージを損なう使用はしないこと。

(3) 承認された用途以外に使用しないこと。

(4) その他市長が必要と認める条件

(承認の失効)

第5条 前条の使用承認は、次の各号のいずれかに該当する日をもって失効するものとする。

(1) 承認期間が経過したとき。

(2) 使用目的が消滅したとき。

(3) 承認を受けた者が死亡又は解散したとき。

(承認の取消し)

第6条 市長は、使用承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、使用承認を取り消し、又は使用を差し止めることがある。

(1) 虚偽の申請により承認を受けた場合

(2) 使用承認に付した条件に違反した場合

(3) その他市章を使用させることが適当でないと認めた場合

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、市章の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年2月13日から施行する。

長浜市章使用承認申請書

年 月 日

長浜市長 あて

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称

代表者

電話 ()

長浜市章を使用したいので、長浜市章の使用に関する取扱規則第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

使用目的	
使用方法	
使用申請期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用する意匠	(使用するデザインを具体的に記載してください。)
申請に当たっての遵守事項	長浜市章の使用に関する取扱規則及び市長の指示を遵守します。

備考 申請者の活動内容等を証するものを添付してください。

様式第2号（第4条関係）

長浜市章使用承認・不承認決定通知書

年 月 日

様

長浜市長

年 月 日付けで申請のあった長浜市章の使用については、長浜市章の使用に関する取扱規則第4条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 使用決定の内容

- (1) 使用を承認する。
- (2) 使用を承認しない。

理 由

2 この市章の使用の対象となるものは、使用承認申請書記載のとおりとする。

3 使用承認に当たっての条件